

大学院運営会議要綱

令和4年9月28日制定

(設置)

第1条 青森公立大学大学院経営経済学研究科の教学に係る学内諸規程に基づく手続きを進めるに際して円滑な運営を図るため、青森公立大学大学院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育課程に関する事
- (2) 授業の運営に関する事
- (3) 試験・成績に関する事
- (4) 学生の厚生・補導に関する事
- (5) 学生の身分異動に関する事
- (6) 授業料減免等に関する事
- (7) 学生の賞罰に関する事
- (8) その他学務に関する事

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 事務局教務学事グループリーダー
- (3) 青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）第5条第1項に規定する特別補佐である者のうち、研究科長を補佐する者
- (4) 教務学事グループ教務・学生チームリーダー及び当該チームにおいて大学院事務を所掌する者

(会議)

第4条 運営会議に議長を置き、研究科長をこれに充てる。

- 2 運営会議は、必要の都度開催する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 4 運営会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 運営会議の庶務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、改正の手続きをはじめ必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。